解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年二月二十二日広島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

広島県三次市十日市中二丁目八番一号

三次市土地開発公社

代表清算人　髙岡　雅樹

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

徳島県徳島市八万町内浜二六番地の四

社団法人徳島同友会

代表清算人　川口　洋之

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

香川県高松市栗林町一丁目二〇番一六号

社団法人香川県物産協会

代表清算人　矢野　俊郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日寄附行為で定めた存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

長崎市栄町四番九号

財団法人長崎県市町村社会福祉振興財団

代表清算人　一瀬　政太

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月二十八日、寄附行為第二十五条の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

大分市南鶴崎二丁目三番八号

財団法人慶円会

代表清算人　岩鶴　教子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

宮崎市鶴島二丁目七番一九号

財団法人鶴島会館

代表清算人　吉田　暎彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月二十五日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

宮崎県宮崎市旭一丁目三番一〇号

財団法人宮崎県社会教育会館

代表清算人　丸山　裕三

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

鹿児島市西田三丁目一番一一号

社団法人西田文化協会

清算人　西村　嘉浩

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年三月二十二日うるま市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

沖縄県うるま市字具志川二四四八番地二

うるま市川敷原第二土地区画整理組合

代表清算人　仲本　景美

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月十八日開催の臨時総会の決議により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

青森市長島二丁目一〇番四号

社団法人青森県高齢・障害者雇用支援協会

清算人　工藤　剣治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月二十六日開催の第五十一回通常総会の決議により、平成二十五年四月八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

青森市新町二丁目四番一号

社団法人青い森農林振興公社

代表清算人　鳴海　勇蔵

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為による存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

秋田県大館市比内町扇田字新大堤下九三番地一一

財団法人比内町観光開発公社

代表清算人　吉田　光明

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間満了により、平成年二十五年四月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

山形県西村山郡朝日町大字宮宿一一一五番地

財団法人朝日町育英会

代表清算人　安藤　昭郎

解散公告（第三回）

当公社は、設立団体であるひたちなか市議会の議決を経、平成二十五年三月二十七日茨城県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

茨城県ひたちなか市東石川二丁目一二番一号

ひたちなか市土地開発公社

代表清算人　黒沢　武男

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

栃木県宇都宮市本町一二番一一号

財団法人栃木県森林整備公社

代表清算人　立壁　敏夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月十八日定款所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

栃木県栃木市湊町一番三号

財団法人ヤマト文化専門学校

代表清算人　出井　國介